

議第 2 9 号

檀原市議会委員会条例の一部改正について

檀原市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

提出者	檀原市議会議員	矢 追 も と
賛成者	檀原市議会議員	今 井 り か
〃	〃	森 前 美 和
〃	〃	竹 森 衛
〃	〃	谷 井 宰
〃	〃	石井ひとあき
〃	〃	井上まさき
〃	〃	森 本 え み
〃	〃	細 川 佳 秀

檀原市議会委員会条例の一部を改正する条例

檀原市議会委員会条例（昭和 3 6 年檀原市条例第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 （略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務常任委員会 6 人 企画戦略部、総務部、財務部、会計課、監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する	（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 （略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務常任委員会 6 人 企画戦略部、総務部、財務部、 <u>危機管理課</u> 、会計課、監査委員及び選挙管理委員会の

改 正 前	改 正 後
事項並びに他の常任委員会に属さない事項 文教常任委員会 6人 教育委員会の所管に属する事項 厚生常任委員会 6人 魅力創造部、こども部、健康スポーツ部、福祉部及び環境部の所管に属する事項 建設常任委員会 5人 都市デザイン部、都市マネジメント部、<u>上下水道部</u>及び農業委員会の所管に属する事項	所管に属する事項並びに他の常任委員会に属さない事項 文教常任委員会 6人 教育委員会の所管に属する事項 厚生常任委員会 6人 魅力創造部、こども部、健康スポーツ部、福祉部及び環境部の所管に属する事項 建設常任委員会 5人 都市デザイン部、都市マネジメント部、<u>下水道部</u>及び農業委員会の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理由 橿原市役所行政組織条例の一部改正により、部の名称及び所掌する事務の見直しが行われ、これに伴い所要の改正を行うもの